令和2(2020)年4月1日より 都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まります

芳賀町では都市再生特別措置法に基づく「芳賀町立地適正化計画」を策定し、令和2年3月30日に公表しました。人口減少が見込まれる中にあっても市街地の人口密度や機能を維持し、暮らしやすく活力ある持続可能なまちを目指すもので、対象となる誘導区域や誘導施設を定めています。

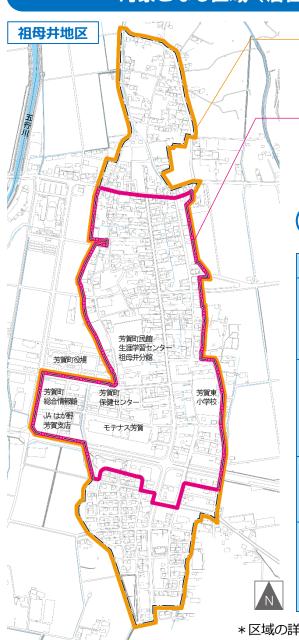
今後、計画を運用するに当たり、誘導区域内外での一定の行為について法律に基づく**「届出制度」を実施することになります**ので、その概要をお知らせします。

対象行為

- 1 居住誘導区域外における一定規模の住宅の建築等
- 2 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等
- ③ 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止

工事着手等の 3 0日前までに 届出が必要

対象となる区域(居住誘導区域・都市機能誘導区域)



居住誘導区域:

⇒人口減少が進む中においても、一定の人口密度を維持し、 公共交通と都市機能施設の配置により生活利便性を維持 する区域。

都市機能誘導区域:

⇒商業・医療・公共施設等の都市機能を公共交通の充実した中心拠点に誘導・集約し、生活利便性の向上を図る区域。 ※都市機能誘導区域は、居住誘導区域の中に含まれます。

対象となる誘導施設

芳賀町が指定する誘導施設		誘導施設の定義
商業	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める 店舗面積が1,000 ㎡以上のもの
	食品スーパー	店舗面積が 1,000 ㎡以上の生鮮食料品を取り 扱うもの
医療	病院	医療法第1条に定める20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの
	診療所	医療法第1条に定める患者を入院させるため の施設を有しないもの又は19人以下の患者を 入院させるための施設を有するもの
子育て	子育て総合支援センター	芳賀保健センターの機能を維持する
	子育て支援施設	保育園、こども園、児童クラブ、子育て支援セ ンター、児童館、幼稚園など
福祉	総合福祉センター	芳賀町社会福祉協議会の機能を維持する
	高齢者等支援施設	在宅系介護施設、コミュニティサロン等の機能 を有するもの
	地域包括支援センター	介護保険法第115条に定めるもの

*区域の詳細は、都市計画課の窓口もしくはホームページより確認してください

芳賀町 都市計画課 都市計画係 (窓口) 町役場 1 F 北側 T E L: (028) 677-6020 (直通) F A X: 028-677-6088

e-mail: toshikeikaku @town.tochigi-haga.lg.jp U R L: https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/

届出の対象となる行為

1 居住誘導区域外:住宅に係る開発行為・建築等行為の届出

	開発行為	建築行為
対象行為	 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000m²以上のもの 1,000m²未満であっても一体的な利用を行う土地等がある場合はそれも含めて判断し、1,000m²以上となる場合は対象とします 	3戸以上の住宅を新築しようとする場合建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 住宅等とする場合
提出書類(各1部)	 ■ 届出書(様式1) ● 位置図(縮尺1,000分の1以上) ● 設計図(縮尺100分の1以上) ● 委任状(届出者以外が届け出る場合) 	 届出書(様式2) 位置図(縮尺1,000分の1以上) 配置図(縮尺100分の1以上) 各階平面図(縮尺50分の1以上) 委任状(届出者以外が届け出る場合)

[※] 届出を変更する場合、届出書(様式3)及び各行為の添付図書の提出が必要です。

② 都市機能誘導区域外:誘導施設に係る開発行為・建築等行為の届出

	開発行為	建築行為
対象行為	■ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物を新築する行為建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 誘導施設を有する建築物とする場合
提出書類(各1部)	 ■ 届出書(様式4) ● 位置図(縮尺1,000分の1以上) ● 設計図(縮尺100分の1以上) ● 委任状(届出者以外が届け出る場合) 	 ■ 届出書(様式5) ● 位置図(縮尺1,000分の1以上) ● 配置図(縮尺100分の1以上) ● 2面以上の立面図(縮尺50分の1以上) ● 各階平面図(縮尺50分の1以上) ● 委任状(届出者以外が届け出る場合)

[※] 届出を変更する場合、届出書(様式6)及び各行為の添付図書の提出が必要です。

③ 都市機能誘導区域内:誘導施設の休廃止の届出

提出書類

■ 届出書(様式7)

● 位置図(縮尺1,000分の1以上)

● 委任状(届出者以外が届け出る場合)

届出の流れ

開発・建築行為等 誘導施設の休廃止 の計画

届出対象 となる行 為の場合 事前相談 (区域等の確認) 窓口:都市計画課 届出等の提出 (行為に着手する **30日前**まで)

開発・建築等の 行為の着手

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。

(※届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30 万円以下の 罰金に科せられる場合があります:都市再生特別措置法第130条)

届出は、所定の届出様式に添付書類を添えて1部提出します。

*届出書の様式は都市計画課の窓口もしくはホームページより取得してください